

相続税大増税論—遺産税(相続税)増税と経済成長—

一橋大学

保原伸弘

米国では近い将来相続税の引き下げが検討されているが、日本の場合はそれにみならってよいであろうか。遺贈の問題には Ihori(2002)や Caballa(1995)による成長モデルによる分析があるが、物的資本に対する相続税の明確な効果は論じられていない。また、既存の研究では Stiglitz(1985)など、相続税は単に厚生損失を生むだけで、少なくともプラスの効果に対しては否定的なのが一般的である。しかし、遺贈の選択が物的資本と人的資本の二つの候補に及ぶ場合に、物的資本の遺贈に対する課税（相続税）は人的資本による遺贈の選択を促し、経済全体の成長率にプラスの効果を生むかもしれない。本稿は Ihori(2002)をもとにしつつも、人的資本の形成関数に変形を加え、相続税の課税が成長に対してプラスの影響を与える場合をクリヤーに示したものである。

すなわち、人的資本に投資する主体が、ある一定の能力を下限としてそれからプロフィールの最大の能力の主体まで分布する Ihori(2002)では、物的資本の遺贈に対する課税が、最も能力が高い主体へ効果を生むことはなく、能力が低い主体を引き上げることにのみ効果が生じるだけであるのに対し、人的資本に相続する主体の分布が最大のプロフィール m_N より低いところで上限を迎える場合もある本稿の場合、物的資本の遺贈に対する課税が、能力が低い主体を引き上げることにのみならず、最も能力が高い主体への効果を生む場合もある。そして、この物的資本の遺贈に対する課税が、人的資本で相続する主体の分布を上位にシフトさせることによって、物的資本で相続する主体にも外部性を生み、経済全体の消費の成長率が上昇する場合がある。本稿と Ihori(2002)の違いの一つは、人的資本の「形成関数」にその主体の能力 m_i を考えることにある。そのため、ある一定の能力を持つ主体はわざわざ、教育に時間を配分しなくても、余暇から効用が得られるため、人的資本に投資しなくなる。これは現実の経済社会で見られることであるが、Ihori(2002)では3期間モデルを使い、教育と余暇の時間配分の問題を描写しておきながら、能力が上昇するにつれ、余暇も教育もますます享受するようになるだけで、この問題が取り扱われていない。次に、本稿では Lucas(1988)などの伝統的な人的資本による内生的成長理論にのっとり、人的資本の「形成関数」にその主体以外の能力にも依存する設定にしたことである。これにより、伝統的な内生的成長理論と同様、経済社会全体の人的資本の分布と個々の経済主体の成長との関係を議論することが可能になる。